

# うるま市プレミアム付商品券取扱加盟店募集要項

うるま市商工会

## 1. 目的

消費税・地方消費税の引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付商品券の販売を行う。

## 2. 事業概要

### うるま市プレミアム付商品券

商品券発行者	うるま市
発行総額	575,000,000円
発行数	115,000冊
額面	商品券1枚当たり500円
販売単位	1冊5,000円分を4,000円で販売
プレミアム率	25% 5,000円=4,000円+1,000円 (4,000円×25%)
販売期間	市民向け 令和元年10月1日(火)～令和2年3月19日(木)
利用期間	令和元年10月1日(火)～令和2年3月31日(火)
購入対象者	うるま市民 (1) <u>2019年度住民税非課税者</u> (課税基準日2019.1.1) (2) <u>学齢3歳未満の子(2016.4.2～2019.9.30)(注)までの間に生まれた子</u> が属する世帯の世帯主 (注) 消費税・地方消費税引上げ日の前日
商品券販売場所	1. うるま市役所 2. うるま市商工会 与勝本所 3. うるま市商工会 石川支所
購入限度	市民：一人限度(1人×5冊) (1) <u>住民税非課税者</u> ：券面額2.5万円(販売額2万円) (2) <u>子育て世帯主</u> ：券面額2.5万円(販売額2万円) ×3歳未満の子の数

### 3. 商品券の利用対象にならないものは次に掲げるものとする

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込み手数料、電気・ガス・水道料金など）。
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高い物品の購入。
- (3) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこ（喫煙用タバコ等）の購入。
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業用資産のリフォーム等。
- (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い。
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い。
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
- (9) 商品券の交換又は売買。
- (10) その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの。

### 4. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は取扱店において利用期間内に限り利用可能とします。
- (2) 購入後の返品、返金はできません。
- (3) 商品券を現金化することはできません。
- (4) 商品券額面に利用額が満たない場合でも、釣り銭は出ません。
- (5) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。※換金できません。
- (6) 商品券を取扱加盟店、自らの事業上取引（商品の仕入れ等）に使用してはいけません。
- (7) 利用済み商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造、換金期間切れ等による損失に対して、発行者（うるま市）並びにうるま市商工会は責任を負いません。
- (8) 取扱店において、本券を利用対象外とする商品を独自に定める場合は、あらかじめ利用者が認識できるよう明示する義務を負います。
- (9) 個人情報の取り扱いについては十分留意すること。

## 5. 取扱店の参加資格

うるま市内に店舗、事業所等を有する事業者で、次の（１）から（４）に該当する事業者を除いたもので、うるま市内の店舗等に限り商品券を使用できるものとしします。

- （１）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者。
- （２）特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- （３）上記[3. 商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者。
- （４）役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者。
- （５）登録料についてうるま市商工会会員無料、非会員の個人30,000円、非会員の法人50,000円の登録料を申込書提出時に納入すること。

## 6. 取扱店の責務等

- （１）取扱店であることが明確になるよう、ステッカー及びのぼりを利用者がわかりやすい場所に掲示して下さい。
- （２）利用者が持ち込んだ商品券は、必ず目視による<sup>しんがん</sup>真贋チェックを行ってください。色合いがあきらかに違う偽造が疑われる商品券については、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかにうるま市商工会まで報告してください。また、<sup>おそん</sup>汚損・破損等が激しい商品券についても、受け取りを拒否して下さい。換金できないことや、換金後に損害金を請求されることもあります。
- （３）原則として、商品券は店舗での使用時に店側で綴りから切り離します。
- （４）商品券受領後は、裏面所定欄に、取扱店印を押印、または、店名を記載することとし、既に取扱店名のある商品券については、受け取りを拒否してください。
- （５）事務局が、取扱店舗及び関係機関への調査・照会が必要と認めたときは、

これに同意し、協力すること。

## 7. 申請手続きについて

### (1) 申請方法

本募集要項に同意の上、別添「うるま市プレミアム付商品券取扱店登録申請書」に必要事項を記入・押印し、通帳または表紙のコピーと一緒に、うるま市商工会へ直接持参をお願いします。

受付は本所・支所どちらでも可能です！

### (2) 申請書の提出及び問合せ先

うるま市プレミアム付商品券事務局（うるま市商工会内）

#### ・与勝本所

〒904-2312 うるま市勝連平安名 2884 番地 1

TEL (098) 978-3168 FAX (098) 978-3940

#### ・石川支所

〒904-1105 うるま市石川白浜 1 丁目 1 番 5 号

TEL (098) 964-3104 FAX (098) 965-4026

URL <http://www.uruma-shoko.jp/>（うるま市商工会HP）

※ 土・日・祝日・年末年始 令和元年 12 月 28 日（土）～令和 2 年 1 月 3 日（金）は、閉庁となります。

### (3) 申請期限

**令和元年 9 月 13 日（金）**

※ 令和元年 9 月 13 日（金）までに取扱店として登録承認された店舗については、商品券販売時に市民へ「登録店舗一覧表」を配布予定。

※ 申請期限以降も受け付けますが、期限以降の登録店舗については「うるま市役所ホームページ」及び「うるま市商工会ホームページ」上に随時追加掲載します。

### (4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、うるま市商工会の受付を経て、承認を得られた場合は取扱店として登録されます。取扱店ステッカーは後日送付致します。

※ 取扱店舗のぼりについてはのぼり 2 本・ポール 1 本・卓上のぼり 2 本を

提供予定です。

(5) その他

- ①市内に複数店舗が存在する場合でも、店舗ごとに申請してください。
- ②複数の店舗が含まれる大型商業施設等での一括申し込みは可能ですが、取りまとめについて事前に協議させていただきます。
- ③配布物として、ステッカー、換金方法説明書等をあわせて郵送します。

## 8. 換金について

(1) 取扱店においては、換金にかかる費用負担（振込手数料等）はありません。商品券、換金依頼書をうるま市商工会に持参いただき、後日、登録口座に振り込み致します。

※ 支払サイトは換金窓口手続き後の翌週末日に指定口座に振込み致します。但し、年末年始、連休がある場合は手続き時に支払日を調整させて頂く場合があります。

(2) 換金期間は令和2年5月21日(木)までとなっています。その日までにうるま市商工会で換金手続きを済まして下さい。

※ 土・日・祝日・年末年始 令和元年12月28日(土)～令和2年1月3日(金)は、閉庁となりますので、予めご承知置きください。

(3) 商品券受領後は、裏面所定欄に、取扱店印を押印、または、店名を記載することとし、既に取扱店名のある商品券については、受け取りを拒否してください。

[換金は10月15日(火)から受付します]

・換金枚数が100枚を超える場合は100枚単位に分けて持参下さい。

## 9. 取扱店の取消等

本募集要項に違反する行為が認められた場合や、登録内容に虚偽が認められた場合、換金拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また違反により損害金が発生した際は、損害賠償金を請求する場合があります。

## 10. その他留意事項

- (1) 本募集要項に記載のない事項については、上記7.(2)へお問い合わせください。
- (2) 取扱店情報(店舗名称、所在地、業種等)は、「商品券の使えるお店(一覧表)」としてうるま市役所、うるま市商工会のホームページやうるま市広報誌で広報する予定です。
- (3) 取扱加盟店にて商品券利用者に対し独自の取組みなどがあれば、申込書へ記入下さい。※ 役所ホームページ、商工会ホームページにて取扱い加盟店舗情報に掲載致します。
- (4) 要項の内容については予告なく変更することがあります。登録店においては常に最新の要項をチェックするようお願いします※商工会 HP に掲示します。